

改正

昭和60年11月8日教委規則第14号
平成元年3月29日教委規則第12号
平成4年3月31日教委規則第2号
平成5年4月16日教委規則第3号
平成13年1月24日教委規則第1号
平成14年3月27日教委規則第12号
平成17年3月24日教委規則第3号
平成18年1月27日教委規則第2号
平成19年3月30日教委規則第10号
平成20年3月28日教委規則第7号
平成23年2月17日教委規則第1号
平成28年3月31日教委規則第3号
平成28年12月15日教委規則第9号
平成30年2月23日教委規則第2号

調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市八ヶ岳少年自然の家条例（昭和58年調布市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 調布市八ヶ岳少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を使用しようとするもの（団体にあっては、当該団体の代表者）は、別表の使用区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の申請開始日の欄に掲げる申請開始日以降に、それぞれ同表の指定の方法の欄に掲げる方法により調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。なお、別表に定める青少年団体とは、おおむね20歳未満の者で構成する10人以上の団体とする。

2 前項に規定するもののほか、条例第3条各号に掲げる事業のために委員会が少年自然の家を使用しようとするとき及び委員会が特に必要があると認めたときは、前項に規定する申請開始日にかかわらず、申請を行うことができるものとする。

3 少年自然の家の使用の申請は、使用初日の3日前までできるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、使用日当日まで申請することができるものとする。

(利用登録)

第3条 前条の規定により使用の申請をしようとする者のうち、インターネットにより使用の申請をしようとするものは、あらかじめ委員会にインターネットにより利用者情報の登録（以下「利用登録」という。）をできるものとする。

2 委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を廃止するものとする。

- (1) 委員会に利用登録の廃止を申し出たとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により当該利用登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

(使用の承認)

第4条 委員会は、第2条第1項による申請があったときは、申請順により、申請内容を確認したうえ、承認するものとする。

2 委員会は、前項の承認をしたときは、その結果を速やかに、申請をした者に通知するものとする。

(使用承認の変更又は取消し)

第5条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用初日の3日前までに委員会に申請をしなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の申請の可否について申請をした者に通知するものとする。

(取消料)

第6条 前条第1項で定める日までに使用承認の取消手続をせずに、少年自然の家を使用しなかったものは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めた額を取消料として納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の開始及び終了)

第7条 少年自然の家の使用は、使用初日の午後2時に開始し、最終日の午前10時に終了する。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用承認取消し等の通知)

第8条 委員会は、条例第9条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは

停止する場合は、その理由を付して使用承認取消等通知書（別記様式）により使用者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第9条 条例第12条第3項ただし書による前納があり、条例第13条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を還付する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- （1） 条例第9条第3号の規定に該当するとき 全額
- （2） 条例第9条第4号の規定に該当するとき 全額
- （3） 使用者が使用日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき 全額

（使用者の義務）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 使用承認事項を変更し、又は取り消すときは、速やかに、委員会に届け出ること。
- （2） 施設及び付帯設備の使用を適正に行うこと。
- （3） 火災予防及び事故防止に万全を期すること。
- （4） 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。
- （5） 他人の迷惑となるような行為を行わないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、調布市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年6月6日から施行する。
- 2 東京都調布市八ヶ岳林間学園管理規則（昭和40年教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和60年11月8日教委規則第14号）

この規則は、昭和60年12月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日教委規則第12号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、平成4年7月1日

以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の訂正のうえなお使用することができる。

附 則 (平成5年4月16日教委規則第3号)

- 1 この規則は、平成5年5月29日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定（第2条の規定を除く。）は、平成5年6月1日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年1月24日教委規則第1号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月27日教委規則第12号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用申請に係るものから適用する。
- 3 この規則による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成17年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月27日教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものについて適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成20年3月28日教委規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月17日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9 第8条の規定による調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年12月15日教委規則第9号)

1 この規則は、平成29年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年2月23日教委規則第2号)

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市八ヶ岳少年自然の家条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例に

よる。

別表（第2条関係）

種類		使用区分	申請開始日	指定の方法
I	団体	市内青少年団体	使用しようとする日（連続して使用しようとするときは、その初日。以下「使用初日」という。）の属する月の6月前の1日	少年自然の家の窓口又は電話
		市外青少年団体	使用初日の属する月の5月前の1日	
II	個人	条例第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる者	使用初日の属する月の3月前の1日	少年自然の家の窓口、電話又はインターネット
		条例第5条第2項第4号に掲げる者	使用初日の属する月の2月前の1日	

様

調布市教育委員会

調布市八ヶ岳少年自然の家使用承認取消等通知書

使用初日が 年 月 日の使用承認について下記の理由により（取消・使用制限・停止）したので通知します。

記

取消・使用制限・停止理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。